

会員規程

平成31年4月25日 制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京国際金融機構（以下「当法人」という。）の定款第6条第3号の規定に基づき、当法人の会員の資格、入会及び退会等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員種別、資格要件及び入会手続)

第2条 当法人の会員の種別は、定款第6条に定めるとおり、正会員、賛助会員、新興企業会員及び特別会員の4種とし、それらの資格要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 正会員

当法人の事業に賛同し、同事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、十分な社会的信用を有する法人又は団体

(2) 賛助会員

当法人の事業に賛同し、同事業に協力することができ、十分な社会的信用を有する法人又は団体

(3) 新興企業会員

当法人の事業に賛同し、同事業に協力することができる企業であって、入会申込書の提出日時点において従業員数が100名以下でありかつ設立から5年を経過していない企業（ただし、当法人の新興企業会員となったことがある企業を除く）

(4) 特別会員

当法人の事業に賛同し、特別の協力をなし得るものとして理事会が認めた公共性の高い団体、研究・教育機関、その他の十分な社会的信用を有する法人又は団体

2 当法人の正会員、賛助会員、新興企業会員又は特別会員として入会しようとする者は、別紙1の入会申込書及びその添付書類の提出により申し込みを行うこととする。

3 前項の入会申し込みに対しては、別表の基準により、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、当法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、別

紙2の変更届の提出を求める。

- 3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、会員の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(会 費)

第4条 会費の金額及び納期に関する細則は、定款第8条第1項の規定に基づき社員総会において別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続)

第5条 会員は、別紙3の退会届を提出して、任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

- 2 新興企業会員は、入会后3度目に到来する当法人の事業年度の末日を経過した時点において会員資格を喪失する。ただし、会員資格を喪失する日の前月末日までに、第7条第1項の規定に従って会員種別の変更申込書を提出し、かつ、理事会において当該会員の種別変更が承認された新興企業会員についてはこの限りでない。
- 3 前項又は定款第11条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合、第1項に準じて会員名簿の登録を抹消する。
- 4 前各項により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の再入会申込に対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後2年間は、再入会を認めないこととする。

(会員種別の変更)

第7条 会員が自らの会員種別の変更を希望する場合は、別紙4の会員種別の変更申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の会員種別の変更の申し込みに対しては、別表の基準により、理事会において当該会員種別の変更の可否を決定し、これを当該会員に通知する。

(細 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、代表理事が別に定める。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、社員総会の決議により行う。

附 則

この規程は、当法人の設立の登記の日（平成31年4月1日）から施行する。

(別表)

入会基準

理事会は、以下の各号に定める基準に従い、入会の可否を審査して決定する。

- 1 会員規程第2条第1項に定める各会員種別の資格要件を充たし、かつ、当法人の定款及び諸規程の遵守を誓約する者であること。
- 2 経営又は運営の継続性、安定性が見込まれる者であること。
- 3 反社会的勢力等に該当しない者であること。なお、反社会的勢力等とは次のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等
 - (7) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (8) 特殊知能暴力集団等
 - (9) その他前各号に準ずる者
 - (10) 前各号に該当する者（以下、「暴力団員等」という。）が経営又は運営を支配していると認められる関係を有する者
 - (11) 暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (12) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (13) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - (14) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(別紙1)

年 月 日

一般社団法人東京国際金融機構 御中

申込者：

印

入会申込書

[申込者法人(団体)]は、下記のとおり、貴機構への入会を申し込みます。なお、[申込者法人(団体)]は、貴機構に入会の上は、貴機構の定款及び諸規程・諸規則の規定を遵守し、社員総会及び理事会の決定に従うことを誓約致します。

記

申込者法人(団体)	名称(商号)：
	代表者(役職/氏名)：
	所在地：(〒)
	代表電話/FAX番号： 電話 FAX
事務連絡担当者	所属部署/氏名：
	担当者連絡先： 所在地 電話 FAX E-MAIL
書面送付先	<input type="checkbox"/> 上記事務連絡担当まで <input type="checkbox"/> 上記以外(ご記入ください) (〒)

宛

入会希望会員の種別	<input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> 賛助会員 <input type="checkbox"/> 新興企業会員 <input type="checkbox"/> 特別会員
年会費口数	口
会員であることの公表の可否	可・否 公表方法による（具体的に： ）

※添付書類：登記簿謄本

（新興企業会員の場合）：登記簿謄本及び従業員数が分かる書面

以上

(別紙2)

年 月 日

一般社団法人東京国際金融機構 御中

会員名：

印

変更届

貴機構に届け出た下記の事項について変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

変更に係る事項	
変更後の内容	

以上

(別紙3)

年 月 日

一般社団法人東京国際金融機構 御中

会員名：

印

退会届

[申込者法人(団体)]は、貴機構を退会したいので、下記のとおり届け出ます。

記

会員名	
退会前の会員種別	<input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> 賛助会員 <input type="checkbox"/> 新興企業会員 <input type="checkbox"/> 特別会員
退会希望日	年 月 日

以上

(別紙4)

年 月 日

一般社団法人東京国際金融機構 御中

会員名：

印

会員種別の変更申込書

[申込者法人(団体)]は、下記のとおり、会員種別の変更を申し込みます。なお、貴機構におかれ下記変更をご承認頂いた上は、貴機構会費規程第3条第2項の規定に従い、会員変更に係る年会費を納入します。

記

現在の会員種別	<input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> 賛助会員 <input type="checkbox"/> 新興企業会員 <input type="checkbox"/> 特別会員
現在の年会費口数	口
変更後の会員種別	<input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> 賛助会員 <input type="checkbox"/> 新興企業会員 <input type="checkbox"/> 特別会員
変更後の年会費口数	口

以上